

第 I 章 中間見直しに関する基本的事項

1. 中間見直しの趣旨

「多摩市みどりと環境基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「多摩市環境基本条例」（以下「基本条例」という。）の基本理念を実現していくための方針や方策等を具体的に展開した計画であり、基本条例第 8 条に基づき策定しています。

平成 24 年度に策定した基本計画は、「環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会をみんなでもとに創り継承していくこと」を基本理念に掲げ、今後 20 年間の長期目標と今後 10 年間の短期目標を設定し、計画の実現に向けて取り組んでいます。

また、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化、「第五次多摩市総合計画第 2 期基本計画」（以下「第 2 期計画」という。）の策定等に対応するため、PDCA サイクルによる計画の適切な進行管理の仕組みを活用しながら、5 年ごとに見直しをすることになっています。

平成 27 年 12 月に「気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）」で、「パリ協定」が採択され、温室効果ガス削減等についての新たな国際的枠組みが合意されました。平成 28 年 11 月には、この協定を世界の温室効果ガス排出量の 55%以上を占める 55 か国以上が批准し、発効したことから、今後、深刻化する地球温暖化に対して、世界の各国が行動を始めることになりました。

さらに、平成 27 年 9 月には国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、特に環境面では気候変動への対処や生物多様性、食品廃棄物の問題等の視点が盛り込まれています。

生物多様性は、基本計画策定後にとりまとめた「多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み」とも大きく関わるものであり、これらも踏まえた施策の推進が必要になっています。

国においては、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定された「地球温暖化対策計画」での温室効果ガスの削減目標を 2030 年に 26%としています。その取組みとしては、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を改訂し新たな目標や具体的取組みを盛り込み、水素エネルギーを将来の二次エネルギーとして、地球温暖化対策上も重要なエネルギーに位置付け、施策を進めていくこととしています。

東京都においては、平成 28 年 3 月に改定された「東京都環境基本計画」及び同年 12 月に策定された「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向

けた実行プラン」では、スマートエネルギー都市の実現に向けて、東京の温室効果ガス排出量を2030年までに2000年比30%削減する目標を掲げ、家庭へのLED照明普及、再生可能エネルギーの導入、水素社会の実現など、地球温暖化対策を積極的に推進していくこととしています。

基礎自治体である多摩市としても、持続可能な地球環境の実現のために、様々な主体が実践する輪を広げ、協働・連携の気運も醸成しながら施策に取り組んでいます。今後、地球規模での課題解決に向けての積極的な取り組みの展開が求められています。

基本計画の中間見直しにあたっては、国や東京都の取り組みや、第2期計画との整合、国及び都の制度改正等も含めて、時勢と行政へのニーズに対応した計画とする必要があります。

平成29年度から新たな基本計画を実施するため、以上の趣旨に基づき、中間見直しを行うものです。

2. 計画の位置付け

基本計画は、「多摩市総合計画」の下位計画として位置付けられますが、多摩市の環境の維持向上を推進する上で、最も基本となる計画です。平成24年度同時期に改訂した「多摩市環境基本計画」と「多摩しみどりの基本計画」とを整合させ、みどりと環境の保全等に関する事項を、総合的かつ計画的に推進するための方針や具体的施策を示した計画として策定しています。

3. 計画の期間

基本計画は、平成13年に30年後を展望して策定した「多摩市環境基本計画」の環境像及び基本目標、長期目標をもとに、その実現に向けた第二次改訂計画では、平成24年度から平成33年度の10年間とし、今回の中間見直しは後期の平成29年度から平成33年度の5年間の計画とします。

4. 中間見直し策定にあたっての基本的な考え方

今回の中間見直しは、現基本計画の策定から4年を経過した段階で行うこととなります。急激な少子高齢化や社会経済情勢の変化など市を取り巻く状況は、環境問題にも関わってくるものもありますが、この4年間に取り組んだ自然環境、生活環境、地球環境、環境情報4分野の短期目標や施策方針、施策の方向性は、現基本計画の体系や内容から大きく乖離しているとまではいえないため、現基本計画の構成における大規模な更新は行わず、時勢に対応した時点修正を基本としながら、所要の見直しを行います。

5. 中間見直しで取り組むべき要素

(1) 第2期計画を実現するための施策

平成27年度に策定された第2期計画の環境分野に関する目指すまちの姿として、「人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち」を示し、これを実現するための政策としては、「地球と人にやさしい持続可能なまちづくり」を掲げ、①自然環境・都市環境の保全と創出、②低炭素・省エネルギー社会の構築、③ごみの少ないまちづくり、④環境を支える人づくりとパートナーシップの形成の4つの施策により、取組みを進めることとしています。

今回の中間見直しでは、これらの目標の方向性や施策内容を踏まえながら、取組みの見直しを行いました。

なお、第2期計画は、三つの取組みの方向性（3本の柱）をもとに改定されており、その柱の一つである「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」に関して、平成29年3月に「多摩市健幸都市宣言」が決定されるとともに「多摩市健幸まちづくり基本方針」が策定され、「健幸都市」の実現に向け全庁的に取り組んでいくこととしています。こうしたことから、基本計画においてもその健幸都市の実現に向けた健幸まちづくりの体系と施策展開等の視点を、各施策へ横断的に取り入れながら、取組みを推進していきます。

(2) 内外部の評価結果の反映

基本計画に基づく施策の実施状況は、PDCAサイクルを活用し、毎年度、市庁内で自ら点検・評価を行い、基本条例第18条第1項に基づき設置されている多摩市みどり環境審議会（以下「審議会」という。）においては、この内部評価の妥当性を確認する外部評価を行っています。

平成24年度から平成27年度の外部評価結果による審議会からの意見は、基本計画の目標の方向性や行政、市民、事業者の役割等を総合的に検討した上で、計画に反映しました。